

実践的FDプログラム 申込規約

本規約は、学校法人立命館（以下「本学」といいます。）が提供する実践的FDプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の申込についての諸条件を定めるものです。申込にあたっては、本規約の内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、法人申込および個人申込のいずれにも適用します。
2. 本プログラムの受講者には、本学が別途定める「実践的FDプログラム受講規約」が適用されます。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号で定めるとおりとします。

- (1) 契約者 本規約に同意の上、本学所定の方法で本プログラムの利用を申込み、本学がこれを承諾した団体または個人
- (2) 受講者 本プログラムを実際に受講する個人
- (3) 団体申込 大学、高等教育機関等の団体単位で行う申込手続 (4) 個人申込 受講者本人が行う申込手続
- (5) 団体管理者 団体申込において、受講者の登録および管理権限を付与された、契約者に所属する個人
- (6) 座席（シート） 受講者1名に対応する受講権限

第3条（申込みおよび契約の成立）

1. 本プログラムの利用を希望するものは、本規約を確認および同意の上、本学所定の手続に従って申込みを行い、本学がこれを承諾した時点で、本プログラムの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。なお、団体申込の場合、団体管理者用ページの開設をもって、本学の承諾とします。
2. 本学は、申込者が過去に規約違反等を行っている場合、業務運営上支障があると判断した場合等は、申込みを承諾しないことがあります。
3. 契約者は、本プログラムの受講権限を第三者に対して再販または譲渡（有償無償を問いません。）することはできません。

第4条（通知の方法）

1. 本学から契約者への通知は、電子メールにより行います。団体申込の場合は団体管理者、個人申込の場合は受講者の電子メールアドレス宛に発信したことをもって、通知が完了したものとします。
2. 契約者は、連絡先に変更があるときは、速やかに本学へ通知を行ってください。この場合において、本学は必要に応じて、変更の事実を証明する書類の提出を求めることがあります。
3. 前項に定める通知がないために通知が遅延または不達となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第5条（料金および支払方法）

1. 利用料等は、本学ウェブサイトに掲載する料金表の通りとします。
2. 支払方法は、個人申込はクレジットカード決済、団体申込は銀行振込（請求書払い）とします。振込手数料は契約者の負担とします。
3. 本学の責めに帰すべき事由がある場合を除き、支払済みの利用料等は返金いたしません。
4. 本学は、システムの保守、通信障害、その他受講不能な期間が生じた場合であっても、利用料等の返金、減額、利用期間の延長は行いません。ただし、本学の責めに帰すべき事由により受講不能な状態が長期間継続した場合、本学は利用期間の延長、その他合理的な代替措置を検討します。

第6条（管理責任）

1. アカウントは受講者1名につき1つとし、本人のみが利用できます。
2. 団体申込の場合、契約者は、受講者に対し事前に「実践的FDプログラム受講規約」の内容を周知し、これを遵守させる責任を負います。
3. 本プログラムにおける座席（シート）の有効期間は、受講者の登録日から登録日が属する年度の年度末までとし、一度登録された受講者を年度途中で別の者に変更すること（アカウントの譲渡、入替、座席（シート）の再割当等をいいますが、それらに限りません。）は、いかなる理由でもできません。
4. 受講者が規約に違反し、本学または第三者に損害を与えた場合、契約者は当該受講者と連帯して賠償責任を負います。この損害には、調査、対応等のために本学が支出した合理的な費用を含みます。

第7条（再委託）

1. 本学は、本プログラムの提供に関する業務の全部または一部を、本学の責任において第三者に再委託することができます。

第8条（個人情報および受講データの取扱い）

1. 本学は、契約者が申込時に本学に提供した個人情報および受講者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律、本学のプライバシーポリシー（<https://www.ritsumei.ac.jp/privacy-policy/>）および学校法人立命館個人情報保護規程に従い、適切に取り扱います。

2. 本学は、受講者の個人情報を、申込受付、契約管理、請求および決済、連絡および問い合わせ対応、合格判定、修了判定、ピアレビューの実施、本プログラムの運営および改善、利用動向の分析および統計資料の作成のために取得および利用します。統計資料の作成にあたっては、個人が特定されない方法によるものとします。

3. 本学は、受講者の学習状況（視聴ログ、進捗、テスト結果、提出物、ピアレビューでのコメント、アンケートへの回答結果）を、本プログラムの運営、学内外への広報、分析、改善、合格判定、修了判定、ピアレビューの実施、本プログラムに関する実施報告および公表ならびに統計資料の作成のために取得および利用します。

4. 団体申込の場合、本学は、当該団体の団体管理者に対し、本学が定める範囲内において受講状況の一部（VOD視聴状況等）を開示することができ、団体管理者は、本学が定める範囲内において、当該団体に属する受講者の一部の受講状況を確認することができます。

第9条（オープンバッジの付与）

1. 本学は、本プログラムの修了要件を満たした受講者に対し、デジタル証明書としてオープンバッジを授与します。

2. 契約者は、オープンバッジ発行のために必要な受講者の個人情報が、本学から外部機関（一般財団法人オープンバッジ・ネットワーク）に提供される場合があることに同意するものとします。

第10条（知的財産権）

1. 本プログラムを通じて提供される動画、教材、資料等の著作権は、本学または正当な権利を有する第三者に帰属します。

2. 契約者および受講者は、本プログラムの受講以外の目的で本プログラムを通じて提供される動画、教材、資料等を利用（複製、転載、改ざん、公衆送信等）することはできません。

第11条（禁止事項）

1. 契約者および受講者は、以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 団体管理者用ページのアカウントおよびパスワードの第三者への開示、貸与、譲渡
 - (2) 本プログラムのコンテンツの不正なコピー、ダウンロード、SNS等への投稿
 - (3) 不正アクセス、プログラム等による自動取得（スクレイピング）その他本学が不正と合理的に判断する行為、またはそれらに類する行為
 - (4) システムへの不正アクセスや過度な負荷をかける行為
 - (5) 他の受講者、講師または本学に対する誹謗中傷や公序良俗に反する行為

第12条（提供の中断・停止および解除）

1. 本学は、システムの保守、天災、通信障害等の不可抗力により、本プログラムの提供を一時中断することができます。
2. 契約者が本規約に違反した場合、本学は何ら催告を要せず直ちに本契約を解除し、本プログラムの提供を停止することができます。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自ら（団体の場合はその役員および団体管理者を含みます。）または受講者が、反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力に対し資金提供等の関与を行っていないことを表明し、保証するものとします。これに反することが判明した場合、本学は催告なく直ちに本契約を解除します。

第14条（損害賠償）

1. 受講者が本規約または受講規約に違反し、本学または第三者に損害を与えた場合、契約者は当該受講者と連帯して賠償責任を負います。この損害には、調査、対応等のために本学が支出した合理的な費用を含みます。
2. 本学の故意または重過失により契約者が損害を被った場合、本学は当該損害を賠償する責任を負います。この場合において、本学が負担する賠償額は、請求原因の如何を問わず、契約者が当該年度に支払った利用料相当額を上限とします。

2026年3月2日施行

第15条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上